

# 会 議 録

会議の名称	令和4年 第9回 白岡市教育委員会定例会										
開催日	令和4年5月12日(木)										
開催時間	午前9時30分 開会 ・ 午前11時3分 閉会										
開催場所	白岡市役所 4階 特別大会議室										
教育長の氏名	長 島 秀 夫										
出席者(委員等)の氏名	長 島 秀 夫 新 井 二 郎 山 崎 美 佐 江 和 田 玲 子 小野目 如 快										
欠席者(委員)の氏名											
説明員の職・氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長</td> <td style="width: 50%;">阿 部 千 鶴 子</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長</td> <td>安 野 弘 之</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>岡 安 久 美 子</td> </tr> <tr> <td>参事兼教育指導課長</td> <td>小 林 大 輔</td> </tr> <tr> <td>いきいき教育課長</td> <td>大久保 秀 樹</td> </tr> </table>	学校教育部長	阿 部 千 鶴 子	生涯学習部長	安 野 弘 之	教育総務課長	岡 安 久 美 子	参事兼教育指導課長	小 林 大 輔	いきいき教育課長	大久保 秀 樹
学校教育部長	阿 部 千 鶴 子										
生涯学習部長	安 野 弘 之										
教育総務課長	岡 安 久 美 子										
参事兼教育指導課長	小 林 大 輔										
いきいき教育課長	大久保 秀 樹										
事務局職員の職・氏名	教育総務課主査 山田 真規子										
点検評価員											
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 日程第1 会議録署名委員の指名</li> <li>3 日程第2 委任事務等報告事項</li> <li>4 日程第3 議事</li> <li>5 閉会</li> </ol>										
配布資料	別添のとおり										
傍聴者数	1人										

## 1 開 会

長島教育長 出席委員 5 名、定足数に達しており開会を宣言した。

## 2 会議録署名委員の指名

長島教育長 市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、新井二郎委員及び山崎美佐江委員を指名した。

## 3 委任事務等報告事項（教育長報告）

長島教育長 報告事項 1 から 3 は個人情報を含む内容であることなどのため、非公開で行いたいが如何か。

委 員 （異議なし）

長島教育長 異議なし認め、報告事項 1 から 3 は非公開で行う。

（傍聴人一時退席）

第 1 区域外就学について

第 2 就学すべき学校の指定の変更について

第 3 専決処分の報告について（人事案件）

【説 明】 （報告第 1 から 3 について、学校教育部長が概要説明を行い、第 1 及び 2 について参事兼教育指導課長が、第 3 について教育総務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】 ～非公開案件につき内容省略～

【承 認】 （質疑応答後、全員異議なく承認）

（傍聴人入室）

第 4 P T A 会長等の表彰について

【説 明】 （報告第 4 について、学校教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】 （質疑なし）

【承 認】 （質疑応答後、全員異議なく承認）

第 5 白岡市いじめ防止対策推進委員の委嘱について

【説 明】 （報告第 4 について、学校教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

A 委員 公認心理師と臨床心理士の違いについて伺う。

参事兼教育指導課長 公認心理師は2018年に国家試験が初めて行なわれた。カリキュラムの違いがあり、臨床心理士は2年間で養成、公認心理師は大学4年間プラス大学院で2年間勉強され、臨床だけではなく、心理学の専門家の方である。

B 委員 コロナ禍であったが、会議の開催回数や内容について伺う。臨時的な特別な事情はあったのか。

参事兼教育指導課長 令和3年度は、定例会議は1回で、内容は市内小・中学校からのいじめ防止に関する取り組み状況を確認し、教育委員会で取りまとめ委員に説明した。委員から、助言をいただきその内容を学校に伝えた。令和4年度は、2回定例会を予定しており、重大な事態が起こった時は、臨時会の回数は未定で、調査が終了するまで実施するということになる。

C 委員 いじめは起こって当たり前という感覚かと思う。先生方が日々現場で考えて対応していただき、子ども達と接し早く芽を摘んでいると思う。手に負えない事項は、教育委員会へ相談し、把握されていると思うが、常日頃からオープンにすることで相談でき、体制を整えることが大事であると思う。

委員10名で構成されているが、この委員は第三者の立場の方ということで、学校とは違う立場ということでよいと思うが。臨時会では、校長や関係者が入る形でよいかと思った。

参事兼教育指導課長 第三者の立場の方ということである。

【承認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

第6 令和4年度白岡市立菁莪小学校放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について

【説明】 (報告第6について、生涯学習部長が概要説明を行い、いきいき教育課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員 放課後子ども教室コーディネーターの2名の方は広範囲にわたり活躍されている方かと思うが、差し支えなければ年齢を伺いたい。

いきいき教育課長 お二人の年齢は何歳とは申し上げられないが、40代、

50代の方や様々な年齢層の方に協力いただいている。

C委員

放課後子どもコーディネーター適任の方が見つかり良かったと思う。去年、コーディネーターが中心となりアイデアを出し、たくさん子ども達が参加された。今年は更に、大山小学校が増え、活性化されて1年間が楽しみである。

菁莪小と大山小の会議は同時に開催するのか。助け合いながら独立して進めていくのか伺う。

いきいき教育課長

先月、菁莪小と大山小の実行委員会を開催した。お互いに参加し合い、良いところは共有しようという事で会議を進めていくと聞いている。

D委員

放課後子ども教室が大山小にもできた。お互い情報交換・共有をしながら、その特色を生かし、知る機会が増えることとなるので良いと思った。

【承認】

(質疑応答後、全員異議なく承認)

#### 4 議 事

【上 程】

長島教育長

議案第11号「令和3年度白岡市教育委員会の点検・評価報告について」を上程し提案理由の説明を求める。

【説 明】

学校教育部長

(概要説明を行い、各課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

D委員

コロナ禍の状況で精一杯の事業等ができたのではないかと思う。会場に大勢集まるのが困難なため、配信されて実施しているが、小さな子ども達は、人と人との対面の機会がとても少なくなっているので、更に工夫し考えながら事業を進めていただきたいと願う。

教育長

市内小学校で藍染めの体験をした。今までは、羽生市まで出向き体験学習をしていたが、業者に来てもらい各学校の体育館で実施したと聞いた。一番は、実際に見て体験することだと考えている。

C委員

以前、教育委員から「梨の学校」はいかがかと提案されていたと思うが、大山小学校以外は、なかなか体験できないと思う。白岡市の梨は有名なので是非、企画し体験させてあげられると良いと思う。

A委員

白岡ペアーズアカデミーで興味があるテーマがあり、申

し込みをと思ったが、残念ながら見にも行けなかった事もあった。座学であれば、ネットに上げていただき、取り入れていただけると有難い。

**【採 決】**

長島教育長

(質疑応答後、全員異議なく可決)

議案第11号「令和3年度白岡市教育委員会の点検・評価報告について」を案件のとおり可決する。

長島教育長

議案第12号「白岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例(案)に係る意見聴取について」を上程し提案理由の説明を求める。

**【説 明】**

学校教育部長

(概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

**【質疑応答概要】**

C委員

第2条の件だが、学校生活への復帰と言うと、言葉上の概念が違うかと思う。学校生活の復帰を求めるのではなく、人間として一人の自立した社会人になっていって欲しいと、その途中のプロセスで学校がある。学校に復帰することだけが解決するというのではないと分かった。指導する側にとっては、私立中へ進学した子どもに対して、どこを目標に指導していくのか、地元と私立の差(違い)はどういう事か。

参事兼教育指導課長

生徒一人一人の状況(学校への思い・家庭環境など)や、今後の社会的自立を考えているかは個別の案件になってくる。スクールソーシャルワーカーへの相談、家庭訪問などを通じて適切に対応していきたいと考える。

A委員

学校生活への復帰がなくなった。学年ごとに改善されてきたから、2学期から学校へ行ってみようと思わせよう(助言)はするのか。

参事兼教育指導課長

年度の変わり目、学期の始めに行ってみようと思うケースはある。子ども達や保護者に働きかけを行っていく必要があると思う。

A委員

言葉としてはなくなるが、集団の中で学ぶことはたくさんあると思うので、前向きに検討していただきたい。

学校教育部長

委員がおっしゃる通り、学校へ復帰するだけを目指しているだけではなく、もっと広い意味で、結果のみだけで

はなく、社会的自立、広いものということで国からの通知にもあり、統一・整合性を合わせ条例の中の文言を改正した。新たな取り組みとして、市内の児童・生徒だけだったが、今後は広く統一した一例を申し上げた。趣旨として、広く社会的自立と統一したものである。

**【採 決】**

長島教育長

(質疑応答後、全員異議なく可決)

議案第12号「白岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例(案)に係る意見聴取について」を案件のとおり可決する。

長島教育長

議案第13号「白岡市文化財保護条例の一部を改正する条例(案)に係る意見聴取について」を上程し提案理由の説明を求める。

**【説 明】**

生涯学習部長

(概要説明を行い、資料に基づき説明した。)

C委員

市指定文化財と市登録文化財は重なる部分があるのか。必ずどちらかに所属するものなのか伺う。

生涯学習部長

市指定文化財は強い規制があり、手厚い保護措置が講じられている。市登録文化財は幅広く緩やかな保護措置が講じられており、別の形になる。

A委員

条例の中に、これを指定文化財、または、これを登録文化財と呼ぶと言う様な文言の定義はあるのか。

生涯学習部長

文化財保護の考え方だが、特に重要なものを国・県・市町村が指定するものを指定文化財という。重要文化財を厳選し許可性の強い規制と補助金などの手厚い保護などがある。一方で文化財保護法の改正があり、登録文化財の制度が導入され、近年は土地開発や生活様式の変化などにより、社会的評価を受けることなく、消滅危機にさらされている、近代の文化財の建造物に継続していくために作られたものである。届出制と指導助言を基本とする緩やかな措置を講ずるものとなっている。

**【採 決】**

長島教育長

(質疑応答後、全員異議なく可決)

議案第13号「白岡市文化財保護条例の一部を改正する条例(案)に係る意見聴取について」を案件のとおり可決する。

5 閉 会  
長島教育長

以上をもって閉会を宣言する。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議事録署名委員

議事録署名委員